

職場における労働衛生基準が変わりました

～照度、便所、救急用具等に係る改正を行いました～

令和3年12月1日に「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が公布され、職場における一般的な労働衛生基準が見直されました。事務所における照明の基準のほか、事務所その他の作業場における清潔、休養などに関する労働衛生基準は、次によることとしてください。

省令の改正に伴って変更される点

- 作業面の照度【事務所則第10条】**※令和4年12月1日施行
現在の知見に基づいて事務作業の区分が変更され、基準が引き上げられました。

○**便所の設備【事務所則第17条、安衛則第628条】**

- 新たに「独立個室型の便所」*が法令で位置付けられました。
便所を男性用と女性用に区別して設置するという原則は維持されますが、独立個室型の便所を付加する場合の取扱い、少人数の作業場における例外と留意事項が示されました。
なお、従来の設置基準を満たしている便所を設けている場合は変更の必要はありません。
※男性用と女性用に区別しない四方を壁等で囲まれた一個の便房により構成される便所。

○**救急用具の内容【安衛則第634条】**

- 作業場に備えなければならない負傷者の手当に必要な救急用具・材料について、具体的な品目の規定がなくなりました。

ポイント：社会状況の変化に合わせすべての働く人々を視野に対応

作業場における清潔を保持するための措置、休養のための措置、良好な作業環境を確保するための措置などは、すべての働く人々にとって重要です。関係通達も含めた労働衛生基準の見直しについて、裏面で詳しく説明しています。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



(R3.12)

職場における労働衛生基準見直しの 主な項目とポイント

(事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部改正関係)

主な項目	見直しのポイント
照度 【事務所のみ】 (R4.12.1施行)	<ul style="list-style-type: none">・事務作業における作業面の照度の作業区分を2区分とし、基準を引き上げた。 　一般的な事務作業(300ルクス以上) 　付隨的な事務作業(150ルクス以上)・個々の事務作業に応じた適切な照度については、作業ごとにJIS Z 9110などの基準を参照する。
便所 ※便所を男性用 と女性用に区別 して設置する原 則は維持。	<ul style="list-style-type: none">・男性用と女性用の便所を設けた上で、独立個室型の便所^{注)}を設けたときは、男性用及び女性用の便所の設置基準に一定数反映させる。・少人数(同時に就業する労働者が常時10人以内)の作業場において、建物の構造の理由からやむを得ない場合などについては独立個室型の便所で足りるものとした。既存の男女別便所の廃止などは不可。・従来の基準を満たす便所を設けている場合は変更は不要。 <p>注)独立個室型の便所:男性用と女性用を区別しない四方を壁等で囲まれた一個の便房により構成される便所。</p>
シャワー設備等	設ける場合は誰もが安全に利用できるようにプライバシーにも配慮する。
休憩の設備	事業場の実情に応じ、広さや設備などを検討することが望ましい。
休養室・休養所	<ul style="list-style-type: none">・随時利用が可能となるよう機能を確保する。・入口・通路からの目隠し、出入り制限等、設置場所等に応じ、プライバシーと安全性の両者に配慮する。
作業環境測定 【事務所のみ】	一酸化炭素、二酸化炭素濃度の測定機器は、検知管に限らず同等以上の性能を有する電子機器等も可である旨を明示した。
救急用具の内容	<p>作業場に備えるべき救急用具・材料について、一律に備えなければならない具体的な品目についての規定を削除した。</p> <p>職場で発生することが想定される労働災害等に応じ、応急手当に必要なものを産業医等の意見、衛生委員会等での調査審議、検討等の結果等を踏まえ、備え付けることとした。</p>

「情報機器作業における労働衛生管理のため のガイドライン」を策定しました

(令和元年7月12日付け基発0712第3号)

このガイドラインは、パソコンなど、情報機器を使って作業を行う労働者の健康を守るためにガイドラインです。

情報機器作業による労働者的心身の負担を軽くし、支障なく働くようにするために、事業者が講すべき措置をまとめています。

ガイドラインの枠組み

○作業環境管理

情報機器作業を行う環境の整備方法について説明しています。

(例：ディスプレイの明るさ、情報機器や机・椅子の選び方)



○作業管理

情報機器作業の方法について説明しています。

(例：一日の作業時間、休憩の取り方、望ましい姿勢)

○健康管理

情報機器作業者の健康を守るために措置について説明しています。

(例：健康診断、職場体操)

○労働衛生教育

上記の対策の目的や方法について、作業者や管理者に理解してもらうための教育について説明しています。

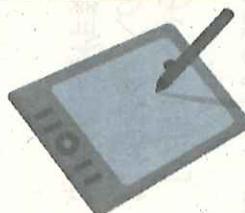
ポイント：近年の情報機器作業の多様化や技術革新にも対応

作業区分を見直し、タブレットやスマートフォンに関する事項を盛り込んでいます。

作業区分に応じた対策については、裏面で詳しく説明しています。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



(R元. 7)

「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」(旧)からの変更内容

平成14年4月5日付け基発第0405001号「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」(は廃止しました)。

- ・「VDT」から「情報機器」へ名称の変更
- ・技術革新への対応として、タブレットやスマートフォンに関する事項などの技術的見直し
- ・情報機器作業の多様化を踏まえた作業区分の見直し

作業区分の変更内容（概要）

旧		作業環境管理	作業管理	健康管理
A	1日4時間以上	照明・探光 クレアの防止 騒音の低減 点検・清掃	1日の作業時間が過度に長時間となる 一連続作業時間が1時間を超えない 作業途中、1、2回の小休止 次の連続作業までに10~15分の作業休止 *作業区分Aは「設定」、作業区分Bは「指導」 *作業区分A(は、1日の連続作業時間への配慮)	VDT機器の選択 機器や姿勢の調整 ・健康診断 ・業務歴 ・既往歴 ・自覚症状の有無 ・眼科学的検査 ・筋骨格系検査 *作業区分Bは、筋骨格系検査による医師の判断による
B	1日2時間～4時間	単純入力型、 拘束型、		
C	1日4時間以上	対話型、技術型、監視 型、その他の型	必要に応じ上記に準じて行う	自覚症状を訴える者の み上記の検査を行う
C	1日2時間未満 1日4時間未満	単純入力型、 拘束型 対話型、技術型、監視 型、その他の型		

新		作業環境管理	作業管理	健康管理
拘束性のある作業 (注1)	1日に4時間以上情報機器作業を行なう者であつて次のいずれか： ・常時ディスプレイを注视、 または入力装置操作 ・休憩や作業姿勢の変更に制約	照明・探光 情報機器の選択 騒音の低減 点検・清掃	1日の作業時間が過度に長時間となる 一連続作業時間が1時間を超えない 作業途中、1、2回の小休止 次の連続作業までに10~15分の作業休止 *「拘束性のある作業」は、1日の連続作業時間への配慮	機器や姿勢の調整 ・健康診断 ・業務歴 ・既往歴 ・自覚症状の有無 ・眼科学的検査 ・筋骨格系検査 自覚症状を訴える者の み上記の検査を行う
それ以外 (注2)	上記以外の情報機器作業対象者			

注1：作業時間または作業内容に相当程度拘束性があると考へられるもの（全ての者が健診対象）

注2：上記以外のもの（自覚症状を訴える者のみ健診対象）